

## 議会改革実行委員会日程

平成27年 1月26日(月)

場 所 : 委員会室

1 委員からの提案に関する事項について(資料1)

2 議長への報告について(資料2)

3 その他

1 委員からの提案に関する事項について

【木村委員長】 事務局より説明を求める。

【議事担当係長】 資料 1 をご覧いただきたい。「委員からの提案に関する事項」として、前回委員長から各委員に対して 1 月 20 日(火)を期限として提出をお願いしていたものである。記載のとおり各会派から提出があったので協議をお願いするものであるが、追加で神奈川ネットワーク運動からも別紙のとおり提案があったのであわせて協議をお願いしたい。

【木村委員長】 資料に目を通していただき、質疑等を受けたい。きょうも限られた時間の中で手際よく進めたいと思う。資料 1 に掲載したとおり、4 会派から提案があった。この中で決定できる事項があれば、この場で決めていく。きょう、結論の出ないものについては次期への申し送り事項としたい。資料 1 について何かあるか。

【三枝委員】 新政クラブと公明党に確認したい。資料では新政クラブは「議会事務局の法制面の強化」、公明党は「議会事務局に法制担当職員を配置」と提案されているが同じものと解釈してよいか。また、土、日曜日の議会開催についても同様か確認したい。

【吉澤委員】 議会事務局には現在法制担当の職員が配置されていない。法制にたけた職員を配置すべきである。また、以前から幅広い機会に議会を開催しようとして提案しているが、3 月議会の予算審議について土、日曜日に開催することでサラリーマンなどが議会を傍聴できるよう検討すべきだと考えている。

【中村(一)副委員長】 新政クラブも基本的に公明党と同様の提案である。法制面の強化は事務局に法制担当職員を配置することも含めるが、大学と議会の法制面での連携なども考えている。また大阪府大東市を視察した際に、日曜議会や夜間議会の取り組みをよいと思った。

【木村委員長】 両会派からの提案はきょう結論を出すものではなく、改選後への申し送り事項ということでよろしいか。

【吉澤委員】 そのとおりである。

【中村(一)副委員長】 そのとおりである。

【宮応委員】 明るいまらい・やまとから提案されている第 2 条 2 の部分で、「能動的で自立した委員会活動の実施（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換など）」とあるが、これは今でもできている内容ではないか。事務局に確認するが、現在でも委員長が議長にお願いすればできるということではよろしいか。

【事務局次長】 常任委員会では閉会中の本来の委員会活動は議題がなければできない。過去には給食調理場の現地視察をした委員会もあったが、正式な委員会ではなく委員会の協議会形式で行われたと記憶している。

また、委員会から市への要望との記載があるが任意の扱いであり、行えないことはないが、市議会として代表者会等で話し合いをして、何らかのルールをつくり、認めていくことにしないと要望を受け取る側の市のほうでもその位置づけが難しいものになってくる。議会が一致をして議決をもって示したのではなく、そのうちの1つの委員会から提出された要望を、どのように捉えて整理していくかなどが難しいということである。任意の要望としては可能かと思うが、まだ議会の中でルールが確立していない状況である。

【宮応委員】 商業振興条例ができた今期は、文教市民経済常任委員会では産業活性課と勉強会を行った。過去に介護保険の学習会を行ったこともある。委員会が新たなメンバーになったときには大いに勉強しようと提案している。そういったことから、私自身はこの記載の件はできていると理解していたが、次長の説明では議会内でのルールが必要なのか。

【事務局次長】 提案者に確認しなければわからないが、宮応委員の話は委員会協議会など、あまり縛りのない任意の形で活動をされてきたものである。提案会派は、そこを委員会活動と表現しているので協議会ではなく委員会活動の中に含めていくべきだとの考えではないかと思う。

【木村委員長】 提案会派の赤嶺委員から説明をしてもらいたい。

【赤嶺委員】 委員会が委員会として、しっかりと機能してもよいのではないかと思う場面が多々あり、そうした際に委員会としての活動ができないため、委員を任意で集めて調査活動などを行っているのが現状である。そうではなく、委員会は地方自治法に定められた機能を発揮するためにも新たにルールづくりをして記載した活動などを行えるように整備することも必要ではないかと思い提案させてもらった。

【木村委員長】 事務局の説明は、明るいまらい・やまとの提案どおりにするのであれば、議会全体として今後整理していかななくてはならない部分があるという解釈でよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【木村委員長】 赤嶺委員の回答で宮応委員はよろしいか。

【宮応委員】 了解した。

【木村委員長】 この件については次期申し送りとするのでよいか。

【赤嶺委員】 承知した。

【中村（一）副委員長】 明るいまらい・やまとの提案の最終ページにある項目 37 の冒頭にある（自己負担）とはどういう意味か。

【赤嶺委員】 これは段落がずれている。36 の災害対策アイテム保管の文末につくもので、災害対策にかかるアイテムの購入については自己負担することを記載した。

【木村委員長】 事務局で記載位置を修正してほしい。ほかに何かあるか。

【河崎委員】 この時期に申し送りにするということは、ここで集約などの議論をすることなく、各会派の提案としてランダムに掲載するということか。

【議事担当係長】 資料 1 についてはこのまま報告させていただくことにな

る。

【木村委員長】 提案の中できょう結論が出せそうなものは協議するという理解でよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【河崎委員】 資料を見たところ、きょうの会議で協議をして結果が整えられるようなものはないと思われる。提出した会派は申し送りとしてこのような意見があったと次期に示し、提出がなかった会派は申し送りがないという扱いになると解釈してよいか。

【木村委員長】 そのとおりである。ただし、申し送り事項を提案しなかったからといって次期にその会派が提案できないわけではない。次期は次期で新たなものが出てくると思う。

【河崎委員】 了解した。

【木村委員長】 資料にある4会派の提案は、次期への申し送り事項として議長に報告する。本件のとりまとめを事務局に説明させる。

【議事担当係長】 本件について協議をしていただいた。決定まで至ったものはなかったため、指示をいただいた一部の修正を反映させ、委員長からの指示のとおり、次期への申し送り事項として、議長への報告書の中の資料にまとめさせていただくことになると考えている。

【木村委員長】 本件についてはよろしいか。

## 全 員 了 承

### 2 議長への報告について

【木村委員長】 議長への協議結果報告書案を資料2にまとめた。この内容について確認したいと考えている。内容について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 資料2をごらんいただきたい。

「1. 議会改革実行委員会開催日」については、本日を含めたこれまでの全日程12回の日付を示したものである。

続いてその下段の「2. 検討事項と結果」については項目ごとに表示し、項目の右に括弧書きで、その事項について協議を行った委員会の開催回を表示し、下段には協議結果を記載している。

本件について「〔1〕議長からの諮問事項（1）委員会のインターネット中継について」から、次ページの「〔3〕議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項」まで、1項目ずつ順番に確認をお願いしたい。

【木村委員長】 1項目ごとに順番に進めていきたい。事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 「〔1〕議長からの諮問事項（1）委員会のインターネット中継」については、第1回から第6回、第9回、第10回に協議を行った。協議結果は、「意見の一致に至らなかったため、各会派の意見を付して次期へ申し送りとする」となっている。このことについて確認をお願いする。なお

申し送り事項は別紙1のとおりとなっているが、この別紙1の内容については既に本委員会の協議で委員各位により確認されていることを申し添える。

【木村委員長】 別紙1については、すでに以前の本委員会で皆さんに資料として確認していただいたものである。この件について、別紙1も含め、記載のとおりでよろしいか。

## 全 員 了 承

【木村委員長】 次の項目について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 「〔1〕議長からの諮問事項 (2)意見交換会について」は、第1回、第5回、第6回、第9回に協議を行った。協議結果は、「各常任委員会ごとに毎年1回は開催すべきである」となっている。このことについて確認をお願いしたい。

【木村委員長】 今年度については時期的なものもあり実施できなかった委員会もあるが、来年度以降は各常任委員会ごとに年1回は開催すべきと本委員会で決定した。この件について何かあるか。

【宮応委員】 本年度の実施については時期的なものもあったが、総務常任委員会以外の常任委員会は開催できたのか。

【議事担当係長】 厚生常任委員会は平成26年7月29日、環境建設常任委員会が平成27年1月19日、文教市民経済常任委員会が1月20日に実施した。以上の3常任委員会が実施をしたことを報告する。

【河崎委員】 「各常任委員会ごとに毎年1回は」となっているが、1回以上という記述ではなかったか。

【議事担当係長】 会議録等を確認したが、「以上」ということではなくこのような表記であった。

【木村委員長】 2回、3回と状況に応じて開催してはいけないというものではない。

【河崎委員】 議会として不特定の市民に対する意見交換会はどうなっているのか。

【議事担当係長】 意見交換会実施要領の定めとなるが、開催自体は代表者会で協議をすることとなっている。本委員会の中でその件にかかわる協議は出なかった。

【河崎委員】 議長から諮問されていなかったのか。

【議事担当係長】 議会主催の意見交換会、市民等からの申し入れによる意見交換会と別々に分けた形での諮問はなかった。

【河崎委員】 不特定多数の市民との意見交換会は代表者会で、会派から提案があれば協議をするという理解でよいか。

【議事担当係長】 意見交換会は議会主催、先方の申し入れによる場合のいずれも、意見交換会実施要領第3条において代表者会で協議し、議長が開催するという取り決めとなっている。

【河崎委員】 いずれかの会派が提案をする、あるいは議長自らが開催を提案して、初めて代表者会で協議がされるということか。

【事務局次長】 協議の場を代表者会に定めているので主催者である議長からの提案、構成メンバーである各代表からの提案、いずれかの方法になる。

【赤嶺委員】 議会全体と団体等との意見交換会についてはどうか。

【事務局次長】 要領でそこまで縛っていないため、代表者会で提案をし、皆さん了承の中で可能になると思う。

【木村委員長】 ほかになければこの件については記載のとおりでよろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 次の項目について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 「〔1〕議長からの諮問事項 (3) 議員提案による条例制定のルールづくりについて」は、第6回、第7回、第9回、第10回に協議を行った。協議結果は、「意見の一致に至らなかったため、現状の例は参考扱いにとどめる」となっており、配付した資料の別紙2が現状の例である。このことについて確認をお願いする。

【木村委員長】 別紙2を確認してもらいたい。協議の結果では参考扱いであったが、記載のとおりでよろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 次の項目について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 「〔1〕議長からの諮問事項 (4) 会派に属さない議員について」は、第8回、第9回に協議を行った。協議事項は2項目あり、1つ目の会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについての協議結果は「現状の運用を正式なルールとする」となり、現状の運用は別紙3のとおりとなっている。本件についてはすでに確認が行われ、昨年11月19日の議会運営委員会において、この内容のとおり決定されたものである。

続いて、2つ目の常任委員会の決定の際の会派に属さない議員の取り扱いについての協議結果は、「意見の一致に至らなかったため、現状のままとする」となっている。以上(4)の2つの項目について確認をお願いしたい。

【木村委員長】 この件については記載のとおりでよろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 次の項目について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 「〔1〕議長からの諮問事項 (5) その他(会派の代表的議員に付与される質問時間10分間の取り扱いについて)」は、第10回、第

11 回に協議を行った。協議結果は、「意見の一致に至らなかったため、現状のままとする」となっている。このことについて確認をお願いする。

【木村委員長】 一般質問における会派の代表的議員に付与される質問時間 10 分間の取り扱いについては、前回の本委員会で協議しており、結果については記憶にあらうかと思う。この件について記載のとおりでよろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 本件は、先ほど本日の日程 1 で協議した事項である。決定まで至ったものはなかったもので、別紙 4 も含めて記載の内容のとおりでよいか確認をお願いしたい。本日、委員長より修正の指示があった部分については後ほど修正する。

【木村委員長】 この件について何かあるか。

【宮応委員】 別紙 4 に神奈川ネットワーク運動が提出した案が加わるということによろしいか。

【河崎委員】 議題的に見ると神奈川ネットワーク運動の提案は、次の議題である条例の検証に関する事項に係るものではないかと考えるので整理をさせてほしい。提案 2 行目の「その検証にあたっては」以降は議会基本条例をどのように検証してほしいかを記載している。最後の 3 行についても検証後の条例改正に際して、反問権を盛り込むことの提案である。これらの提案は条例の検証をどのようにしてほしいかであり、次の議題である「議会基本条例第 22 条に定める条例の検証に関する事項」のほうに加えてほしい。

【木村委員長】 次の議題の項目に加えることは可能か。

【議事担当係長】 それについては委員各位で協議していただきたい。

【鳥淵委員】 皆が決められた期日を守って提出している。神奈川ネットワーク運動には、まずそのルールを守っていただきたい。

【河崎委員】 大変申し訳ない。

【木村委員長】 きょう提出のあった神奈川ネットワーク運動からの提案を次の議題の「議会基本条例第 22 条に定める条例の検証に関する事項」に加えてもよろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 ほかになければこの件については記載のとおりで、別紙 4 の指摘の部分で修正することによろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】 続いて、議会基本条例第 22 条に定める条例の検証に関する

事項について、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】〔3〕議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項については、記載事項と別紙5について確認をお願いするとともに今協議していただいた神奈川ネットワーク運動から提出された追加資料について、その文体も含めて協議をしていただきたい。

【河崎委員】神奈川ネットワーク運動の追加資料は、ですます調になっているので、別紙5の文体に直していただきたい。

【議事担当係長】別紙5の文体にあわせるということによろしいか。

【河崎委員】そのようにお願いしたい。

【木村委員長】ほかになければ、この件については記載のとおりで、別紙5に神奈川ネットワーク運動から提出された事項を追加することによろしいか。

#### 全 員 了 承

【木村委員長】全体を通して事務局に指示してまとめさせる。

【議事担当係長】今、協議をしていただいた議長への報告書については委員長と相談し、指示をいただきながら作成して、整い次第、議長へ報告を行うこととなる。委員各位におかれては、その旨ご承知願いたい。

【木村委員長】本日協議した内容については、とりまとめを委員長に一任していただき、全ての協議結果を議長に書面をもって報告したい。それによろしいか。

#### 全 員 了 承

### 3 その他

【木村委員長】その他、何か皆さんからあるか。

【中村（一）副委員長】申し送った事項の審議のとりまとめは、次期の新しい委員会に任されることではあるが、ずっと全会一致でやっていくことは議会改革を進めていく上では難しいことだと思う。新委員会においては、議論を尽くして合意できなければ、決をとることも民主主義の大原則であると思うので、原則、全会一致であるが議論を尽くした上で合意できなければ決をとることも念頭において話し合いをしてほしい。私の感想である。

【宮応委員】私からも感想を述べさせていただきたい。やはり言論の府といわれるところで議論を尽くす、民主主義において最後は多数決だと日本ではよく言われるが、実はそれはもっと深く検討しなければいけないのではないかというのが世界的な論理でもある。言論の府である議会だからこそ議論を深めるということが必要なのではないかということを書いておく。

【赤嶺委員】きょう皆で確認した今回の検討事項の結果は、意見の一致に至らない、申し送りにするといったものが連続している。これが果たして議



会改革実行委員会としての妥当な判断なのか。来期、改めて審議されるのであれば重く受け止めた上で審議を行っていただきたい。

【木村委員長】 3人の委員が感想を述べられたので、他の委員からも感想を述べていただきたい。

【鳥淵委員】 私も赤嶺委員と同じ感想を持っている。限られた時間ということもあるが、よく審議をして決めていかなければいけない。それも大事なのではないかと感じている。一度にルールを変えるということは、難しいことなのかもしれないが皆さんが納得をして話し合いをするのが、この会議の場であると思っている。次期もこのような会議に参加できる機会があれば参加したい。

【吉澤委員】 会派それぞれ考えも異なるので、全会一致になることがなかなかなかったと思う。その中で議会として全会一致に至らなくても、これはやるべきだというものがあるならば、多数決も必要だと思う。それは次期の会議で最初のうちに決めて進めていかないと今回と同じようになって会議が進まないと思うので、それを最初に決めていくべきだと思う。

【二見委員】 次期もこのままだと同じように進んで、同じように申し送りになってしまう。皆で話し合っただけでやりたいことを進めていかないと意味のない会議が多くなってしまふ。経緯は別として結果論としてそういうことになるので、その点は慎重に考えてほしい。多数決の話も出たが、今回は逆に少数の意見が強くなってしまっただけで、いかがなものかと思うところがあった。そのあたりも考えながら進めてほしい。

【井上委員】 皆さん、同じ意見だと思う。議会基本条例検討協議会でも旧第13条が、議論を尽くしに尽くしたのにひっくり返ってしまったことがトラウマになっている。やはり決めるときは決めていかないといけないと思った。

【河崎委員】 昨年1月に議会基本条例が施行された。5月の議長選挙では、議会基本条例の着実な実践と委員会のインターネット中継を実践したい、意見交換会をやっていききたいと菊地議長は所信で掲げられ、それが議会改革のメインであった。それらを着実に実践していくために本委員会が設けられ、その中では最初の確認で、実行委員会であるから多少の意見の相違については最終的に乗り越えていこうという覚悟であったはずである。メインであった委員会のインターネット中継が合意に至らなかった。これについては議長も途中から皆さんの合意を大事にするようにと少し気持ちが変わられた。市側が猛烈に反対しているのではなく、議員の中で合意にさえ至れば、この4月から委員会のインターネット中継が可能になるという状況の中で、これが1年先送りになったということは非常に残念であった。議会基本条例が制定されて意見交換会を積極的にやっていこうということで3回の意見交換会が開催できたことは1つの大きな成果であったと思うが、年に1回は大勢の市民の方が自由参加できる不特定多数の市民を対象とした意見交換会も開催していくべきだと思う。

【三枝委員】 大まかなところでは河崎委員と同意見である。細部において

は委員会のインターネット中継について申し送りをしている公明党の意見について言えば、4人に満たない会派は全ての常任委員会に委員を出すことができない。そういった会派が現在も、改選後もあると思う。そのような中で、委員を出していない会派の委員外議員の発言に制限を設けるといふのはいかなものか。個々の意見というものを尊重していただきたい。

【山本委員外議員】 12回の会議であったが、野放図にだらだらやるのではなく、もっと議論をする機会があってもよかつたのではないか。さまざまな議案や市政に対する課題に関して、もっと議論をするための議員登庁日1つも設定できない状況では市民から、議会は何をやっているのかと見られるのではないかと強く感じている。また全会一致については、たしかに協議を重ねて話し合いで決めることができればよいが実際は無理であると思う。そういった意味ではしっかりと実を取る。話し合いの場で決をとるのが難しいのであれば、条例や議案として提出するなど現状でできる方法もあると思う。

【木村委員長】 皆さんの総括的な思いも聞かせていただいた。それではここで委員長、副委員長からお礼を兼ねて最後の挨拶をさせていただきたい。

今年の夏から長い間、大変な議論等も含めて充実した委員会運営をさせていただいた。先ほど委員から、実現が8分目までもいかないという意見も出たことについては申しわけなく思う。実現したものについては、より発展させてもらい、未完成のものについては次期以降に実現できるように委員長報告を含めて議長へ申し送りをしていきたい。引き続き来期以降も皆さんには議会改革実現に向けて協力いただければありがたい。至らぬ委員長であったが1年間お世話になりました。ありがとうございました。

【中村副委員長】 6月から始まった本委員会では、委員長を支える立場であったが自分の主張が強く反省しているところである。問題点が抽出されてきて申し送りが多いのは、先ほど多くの委員が言われていたとおりであるが、同時にいろいろな問題点がはっきりとわかってきた。それらの問題に実際に取り組んで一定の結論を出している議会が全国にはたくさんあると思う。そこでも同じような議論をしたと思う。持ち上がってきた論点について、他の先進議会を積極的に参考にして視察をし、それらの実績を踏まえながら大和市議会としてどういう方向に進んだらよいのか、ぜひ次期以降に検討してもらえればよいと思う。そういう意味ではこの12回にわたる委員会も何も成果がなかったわけではなく、次への課題をより明確にして何をやるのかははっきりさせたということでは意味があつたのではないかと思つている。自身の力不足もあつて迷惑をおかけしたことをおわび申し上げて、また感謝をこめて本日の挨拶とさせていただきたい。どうもありがとうございました。

【木村委員長】 以上で本委員会を終了する。

午後1時55分 閉会